明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一九〇）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一九二）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一九三）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九四）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同一九五）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示（厚生労働二二一）　三
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産一二〇八）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一二〇九）　三
○平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する件（環境四二）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
弁理士登録関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第三十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項第一号並びに第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十七日

農林水産大臣　坂本　哲志